

貸出条件の変更等の申込みに対する方針

平成 25 年 3 月 1 日
杜 陵 信 用 組 合

○ **金融円滑化法終了後の当組合の対応**

当組合は同法終了(平成 25 年 3 月 31 日)後も引き続き下記要領により対応してまいります。

. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、退職・出向による減収、給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先の事情により返済が困難となった場合には、当組合の「ご返済等に関するご相談窓口」等において貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

以上

住宅ローンのご返済にお困りのお客様へ

杜陵信用組合

当組合は、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様の収入や資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、当組合の「住宅ローン返済相談等窓口」までお問い合わせください。

また、毎月第二土曜日に開催しております「ローン相談会」や、お電話にてのご相談等にも対応しておりますのでご遠慮なくお申出ください。

住宅ローン返済相談等窓口

受付日	お問い合わせ場所	受付時間
当組合の営業日	本店 総務部	9:00～16:00
毎月 第二土曜日	本店 ローン相談会	9:00～16:00

住宅ローンの条件変更に伴う手数料は、引き続き無料といたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

杜陵信用組合 総務部

電話 019-651-5550